

世界連邦運動協会金沢支部規約

平成 25 年 6 月 15 日 実 施

平成 29 年 6 月 4 日 一部改正

(名 称)

第 1 条 本会は世界連邦運動協会金沢支部と称する。

(所在地)

第 2 条 本会は事務所を金沢市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は金沢市に拠点を置き、世界連邦運動を推進することを目的とする。

(組 織)

第 4 条

1. 本会は本会の目的に賛同する個人または団体によって組織され、本会の目的に賛同し、所定の年会費を納入した者を会員とする。
2. 本会の会員は、学生会員、普通会员、維持会員、賛助会員、団体会員の 5 種とする。
3. 年会費は学生会員 1,000 円、普通会员 5,000 円、維持会員 10,000 円、賛助会員および団体会員 15,000 円とする。

(事 業)

第 5 条 本会は目的達成のため次の事業を行う。

1. 本部ならびに石川県連合会が行う活動に参加または協力
2. 入会勧誘の活動
3. 講演会の開催
4. 募金活動
5. その他必要な事業

(関係団体との連絡)

第 6 条 本会は、世界連邦推進日本協議会を構成する世界連邦運動協会、世界連邦日本国会委員会、世界連邦宣言自治体全国協議会、世界連邦日本宗教委員会などの関連諸団体と緊密な連絡を取り合って活動する。

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

支 部 長	1 名
副 支 部 長	2 名
監 事	2 名
事 務 局 長	1 名
会 計	1 名

(役員を選出)

第 8 条 役員を選出は次のように行う。

1. 支部長は役員会が推薦し、総会の承認を得る。
2. 副支部長および監事は役員会が推薦し、支部長が任命する。
3. 事務局長および会計は支部長が任命する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員は次の仕事につく。

1. 支部長は本連合会を代表し、会務を総理する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に支障あるときはこれを代行する。
3. 監事は経理を監査する。
4. 事務局長および会計は事務を処理する。

(役員の仕事)

第 10 条 役員の仕事は 2 年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第 11 条 役員会は役員で構成され、毎年度 1 回以上支部長が招集し、3 分の 2 以上の出席で成立する。

議事は原則として満場一致制をとり、次のことを行う。

1. 支部長の選出
2. 事業報告および決算報告の審議
3. 事業計画および予算の審議
4. その他重要な事項の審議と決議

支部長は、必要に応じて役員以外の会員を陪審として役員会に招集することができる。

(総会)

第 12 条 本会の総会は会員で構成され、毎年度 1 回支部長が招集する。

議事は原則として出席者の過半数で決し、次のことを行う。

1. 役員会が推薦する支部長の承認
2. 役員会報告の承認
3. 役員会等への提案

(顧問・参与)

第 13 条 支部長は役員会の承認を得て、顧問・参与を委嘱することができる。

(本部役員推薦)

第 14 条 世界連邦運動協会に代議員および理事を推薦し、日本大会、国際大会などに代表を派遣する。

(会計)

第 15 条 本会の経費は会費、寄付金、交付金その他の収入である。

(事業年度)

第 16 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日で終わる。

(規約の改正)

第 17 条 規約の改正は役員会で改正案を決議し、総会の承認をえなければならない。